

手数料一覧表

＜特別評価方法認定のための試験＞

(単位：円 税抜)

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第70条第3項の規定による)

1. 特別評価方法認定に係る手数料

申請1件につき、次の表1の(い)の欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額

表 1

(い)		(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定		280,000円	40,000円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定	構造の安定に関する性能表示項目として国土交通大臣が定めるものに係る認定	床面積の合計が500m ² 以内のもの	370,000円
		床面積の合計が500m ² を越え、3,000m ² 以内のもの	560,000円
		床面積の合計が3,000m ² を越え、10,000m ² 以内のもの	840,000円
		床面積の合計が10,000m ² を越えるもの	1,080,000円
上に掲げる認定以外のもの		350,000円	50,000円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定		450,000円	50,000円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定		450,000円	50,000円

2. 次に掲げる場合の手料は、前記1の規定にかかわらず次に掲げる場合の区分に応じ、(1)から(3)に定める額とします。

(1) 建築基準法第68条の2第1項の構造方法の認定その他建築材料又は建築物に係る構造方法、試験方法若しくは計算方法に関する認定、評定又はこれらに類するもので国土交通大臣が認めるもの(以下において「技術的認定等」という。)を受けた特別評価方法(建築材料又は構造方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に2分の1を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(2) 技術的認定等を受けた特別評価方法(試験方法又は計算方法に係るものに限る)について認定を受けようとする場合

申請1件につき、表1の(い)欄に掲げる認定の区分に応じ、(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額

(3) 1の申請において、表1の(い)欄に掲げる2以上の認定の区分について認定を受けようとする場合

それぞれの認定の区分に係る(ろ)欄に掲げる額((1)に規定する場合にあっては(ろ)欄に掲げる額に3分の2を乗じた額)の合計額及びそれぞれの認定の区分に係る(は)欄に掲げる額のうち最も大きい額の合計額を加算した額

(参 考)

特別評価方法認定に係る試験手数料（構造の安定に関すること）

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第70号）

□性能表示項目（1-1～1.2及び1.4～1-7）

延べ床面積	基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定（円）	
	取得している	取得していない
～ 500m ² 以下	23.5万×項目数	42万×項目数
500m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	35万×項目数	63万×項目数
3,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	51万×項目数	93万×項目数
10,000m ² 超 ～	65万×項目数	119万×項目数

.....

□性能表示項目（1-1～1.2及び1.4～1-7）のうち、**2項目の場合**

延べ床面積	基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定（円）	
	取得している	取得していない
～ 500m ² 以下	47万	84万
500m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	70万	126万
3,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	102万	186万
10,000m ² 超 ～	130万	238万

□性能表示項目（1-1～1.2及び1.4～1-7）のうち、**3項目の場合**

延べ床面積	基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定（円）	
	取得している	取得していない
～ 500m ² 以下	70.5万	126万
500m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	105万	189万
3,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	153万	279万
10,000m ² 超 ～	195万	357万

□性能表示項目（1-1～1.2及び1.4～1-7）のうち、**4項目の場合**

延べ床面積	基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定（円）	
	取得している	取得していない
～ 500m ² 以下	94万	168万
500m ² 超 ～ 3,000m ² 以下	140万	252万
3,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以下	204万	372万
10,000m ² 超 ～	260万	476万

(参 考)

(木造の準耐力壁について)

木造の準耐力壁の特別な構造方法に係る試験手数料については、1項目分となります。性能表示項目は、1-1、1-2及び1-4も同時に適用できることになります。

なお、面材仕様は、平成12年建設省告示1100号別表第1(い)欄に掲げるものに限り、木造の準耐力壁の特別な構造方法に係る試験の申請を受け付けております。

□性能表示項目 (1-1)

表1 (い)	基準法第68条の25第1項の構造方法等の認定 (円)	
	取得している	取得していない
特別の構造方法 上に掲げる認定以外のもの (木造の準耐力壁)	22.5万×項目数1	40万×項目数1